

別表1 陸域対策に係る各施策・プロジェクト一覧表

目標要素	小目標	施策・プロジェクトの名称	施策・プロジェクトの概要	令和6年度	
				実施施策(確定内容)	具体的な実施状況
多様な生物が 生息する 「江戸前」の 恵み豊かな 海	1	高度処理の推進	良好な水環境を創出するため、施設の更新に併せて段階的に高度処理施設の導入や整備などを推進する。	高度処理実施率 (窒素及びびりんの同時除去) 約45% (窒素又はびりんの除去＋ 窒素及びびりんの同時除去) 約79% (令和5年度)	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。
	2	河川の浄化、浚渫の実施	陸域負荷対策として、既存施設による河川の直接浄化、浚渫等を引き続き実施する。	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働した。(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働した。(千葉県) 江戸川及び綾瀬川における水質浄化の目標を達成したため、河川直接浄化施設の運転を停止している。 (関東地方整備局 河川部)
	3	湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 R5年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=270m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施
	4	流竹木等の海域流出の防止	適切な間伐の実施による森林の保全やゴミの回収により、流竹木等の海域流出の防止を図る。	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)
	5	汚濁負荷量(COD、T-N、T-P)の総量削減	第9次総量削減基本方針に基づき、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、窒素及びびりんの環境基準の達成状況を維持しながら、CODは引き続き負荷量の削減を図る。	COD:144 トン/日 T-N:155 トン/日 T-P:11 トン/日 (令和5年度)	・特定事業場に対する総量規制基準による規制や下水道、浄化槽等の整備、小規模事業場や農業廃水等に対する指導等の実施。 ・養場・干潟の保全・再生、底質の改善など、総合的な水環境改善対策を推進。
	6	総量削減計画の進捗状況の把握	東京湾総量削減計画の目標達成に向けた進捗状況を計るため、汚濁負荷量や施策の実施状況を把握し、ウェブサイトにおいて発信する。	令和5年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表した。 COD: 21 トン/日 T-N: 24 トン/日 T-P: 1.5 トン/日 (令和5年度)	令和5年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表した。
	7	総量削減計画の周知と啓発	東京湾総量削減計画の各種取組の周知、啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。	各種取組みの周知、啓発等を実施した。	東京湾総量削減計画の削減目標を着実に達成させるために、一般県民向けの啓発用パンフレットの配布など、啓発活動を実施した。
	8	汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)の整備推進	汚水処理施設が未普及である地域の普及促進を行う。	汚水処理人口普及率 約98% (令和5年度) 東京湾流域における値	都道府県構想や生活排水処理基本計画等に基づき、効率的に汚水処理施設の整備を推進。
	9	合併処理浄化槽の設置促進	浄化槽設置に係る補助事業を効果的に活用するとともに、各種啓発活動を行い、単独処理浄化槽及び汲便槽から合併処理浄化槽への転換や、高度処理型浄化槽の設置を促進する。	生活排水対策を進めるため、東京湾流域の17市町が行う浄化槽設置に係る補助事業に対して助成を実施した。	①通常型浄化槽(転換) 38基 ②高度処理型浄化槽(新設、転換)191基 ③転換補助(上記の内数) 184基
	10	東京湾流域市が行う合併処理浄化槽設置費補助への助成	東京湾流域市(横須賀市、三浦市の2市)が行う単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関わる補助事業に対し助成を行う。	助成を実施 (令和5年度実績:13件)	合併処理浄化槽設置費補助への助成を実施した。

別表1 陸域対策に係る各施策・プロジェクト一覧表

目標要素	小目標	施策・プロジェクトの名称	施策・プロジェクトの概要	令和7年度		令和8年度		実施機関
				実施施策(見込み)	具体的な実施状況	実施施策(予定)	具体的な実施状況	
多様な生物が 生息する 「江戸前」の 恵み豊かな 海	1	高度処理の推進	良好な水環境を創出するため、施設の更新に併せて段階的に高度処理施設の導入や整備などを推進する。	高度処理実施率 (窒素及びりん simultaneous 除去) 約45% (窒素及びりん simultaneous 除去 + 窒素及びりん simultaneous 除去) 約80% (令和6年度)	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。	高度処理を推進する。	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。	国土交通省 上下水道審議官グループ 国土交通省 関東地方整備局 河川部
	2	河川の浄化、浚渫の実施	陸域負荷対策として、既存施設による河川の直接浄化、浚渫等を引き続き実施する。	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働した。(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働した。(千葉県) 江戸川及び綾瀬川における水質浄化の目標を達成したため、河川直接浄化施設の運転を停止している。 (関東地方整備局 河川部)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働予定(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所で河川浄化施設を稼働予定(千葉県) 江戸川及び綾瀬川における水質浄化の目標を達成したため、河川直接浄化施設の運転を停止している。 (関東地方整備局 河川部)	国土交通省 関東地方整備局 河川部 東京都、千葉県
	3	湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 多摩川(1箇所:ΣL=250m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施	R7年度に引き続き、荒川(1箇所)において自然再生を実施予定 R7年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=330m)において自然再生を実施予定 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施予定	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施予定	国土交通省 関東地方整備局 河川部
	4	流竹木等の海域流出の防止	適切な間伐の実施による森林の保全やゴミの回収により、流竹木等の海域流出の防止を図る。	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)	関係4都県において、流木に起因する災害の防止・軽減のため、溪流等に堆積する危険木の除去や脆弱な溪畔林の改植等を実施(治山事業)
多様な生物が 生息する 「江戸前」の 恵み豊かな 海	5	汚濁負荷量(COD、T-N、T-P)の 総量削減	第9次総量削減基本方針に基づき、生物多様性・生物生産性の視点においても望ましい水質を目指しつつ、窒素及びりん simultaneous 環境基準の達成状況を維持しながら、CODは引き続き負荷量の削減を図る。	総量削減計画に基づき、次期計画の策定まで、第9次水質総量削減の取組を引き続き推進	・特定事業場に対する総量規制基準による規制や下水道、浄化槽等の整備、小規模事業場や農業廃水等に対する指導等の実施。 ・藻場・干潟の保全・再生、底質の改善など、総合的な水環境改善対策を推進。	総量削減計画に基づき、次期計画の策定まで、第9次水質総量削減の取組を引き続き推進	・特定事業場に対する総量規制基準による規制や下水道、浄化槽等の整備、小規模事業場や農業廃水等に対する指導等の実施。 ・藻場・干潟の保全・再生、底質の改善など、総合的な水環境改善対策を推進。	環境省 水・大気環境局
	6	総量削減計画の進捗状況の把握	東京湾総量削減計画の目標達成に向けた進捗状況を計るため、汚濁負荷量や施策の実施状況を把握し、ウェブサイトにおいて発信する。	令和6年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表する。 COD: トン/日 T-N: トン/日 T-P: トン/日 (令和6年度) ※現在算定中、令和8年3月公表予定。	令和6年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表する。	令和7年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表する。	令和7年度の進捗状況を把握し、ホームページで公表する。	神奈川県 環境農政局
	7	総量削減計画の周知と啓発	東京湾総量削減計画の各種取組の周知、啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。	各種取り組みの周知、啓発等を実施した。	更なる汚濁負荷量の削減により水環境の改善に努めるため、一般県民向けの啓発用パンフレットの配布など、啓発活動を実施した。	各種取り組みの周知、啓発等を実施する。	更なる汚濁負荷量の削減により水環境の改善に努めるため、一般県民向けの啓発用パンフレットの配布など、啓発活動を実施する。	千葉県 環境生活部
	8	汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽)の整備推進	汚水処理施設が未普及である地域の普及促進を行う。	汚水処理人口普及率 約98% (令和6年度) 東京湾流域における値	都道府県構想や生活排水処理基本計画等に基づき、効率的に汚水処理施設の整備を推進。	汚水処理事業を推進する。	都道府県構想や生活排水処理基本計画等に基づき、効率的に汚水処理施設の整備を推進。	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
	9	合併処理浄化槽の設置促進	浄化槽設置に係る補助事業を効果的に活用するとともに、各種啓発活動を行い、単独処理浄化槽及び汲便槽から合併処理浄化槽への転換や、高度処理型浄化槽の設置を促進する。	生活排水対策を進めるため、東京湾流域の17市町が行う浄化槽設置に係る補助事業に対して助成を実施した。	①通常型浄化槽(転換) 52基 ②高度処理型浄化槽(新設、転換) 232基 ③転換補助(上記の内数) 234基 (R7.11時点)	生活排水対策を進めるため、東京湾流域の17市町が行う浄化槽設置に係る補助事業に対して助成を実施する。	①通常型浄化槽(転換) 48基 ②高度処理型浄化槽(新設、転換) 240基 ③転換補助(上記の内数) 230基	千葉県 環境生活部
	10	東京湾流域市が行う合併処理浄化槽設置費補助への助成	東京湾流域市(横須賀市、三浦市の2市)が行う単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に関わる補助事業に対し助成を行う。	合併処理浄化槽設置費補助への助成を実施した。	合併処理浄化槽設置費補助への助成を実施した	合併処理浄化槽設置費補助への助成を実施予定。	合併処理浄化槽設置費補助への助成を実施予定	横須賀市、三浦市

別表1 陸域対策に係る各施策・プロジェクト一覧表

目標要素	小目標	施策・プロジェクトの名称	施策・プロジェクトの概要	令和6年度	
				実施施策(確定内容)	具体的な実施状況
豊かな水環境の実現	美しく、快適に水遊びのできる海	11 高度処理の推進	良好な水環境を創出するため、施設の更新に併せて段階的に高度処理施設の導入や整備などを推進する。	高度処理実施率 (窒素及びりんごの同時除去) 約45% (窒素及びりんごの除去＋ 窒素及びりんごの同時除去) 約79% (令和5年度)	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。
		12 合流式下水道の改善	合流式下水道により整備されている区域において、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量の削減を図る。	合流式下水道改善率 100% (令和5年度) 特定水域合流式下水道改善事業を新たに創設した。 (令和6年度～令和10年度の事業制度) 特定水域合流式下水道改善事業の実施 (東京都)	合流式下水道からの雨天時未処理放流水による放流先での水質悪化を防ぐため、合流式下水道の改善対策に基づき改善事業を推進し、※合流式下水道改善率は令和5年度において100%に至った。 【特定水域合流式下水道改善事業:目的】 特に対策の必要性が認められる特定の水域において、水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じて、合流式下水道の対策等を強化し、水質保全等に資する。 河川水が滞留しやすい3流域(神田川・石神井川・呑川)において、貯留施設を整備した。(東京都)
		13 貯留、浸透施設の設置	面源から発生する汚濁負荷の削減を行うため、貯留、浸透施設の設置等により雨水の流出を抑制し、汚濁負荷の削減を図る。	雨水浸透ますの設置数は、公共機関及び民間・個人設置数合わせて約43千個増加した。 (令和4年度)	雨水浸透ますの設置の促進や、公共下水道整備による雨水浸透ます・浸透トレンチ・浸透マンホールの設置を実施した。
		14 河川の浄化、浚渫の実施	陸域負荷対策として、既存施設による河川の直接浄化、浚渫等を引き続き実施する。	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所河川浄化施設を稼働した。(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所河川浄化施設を稼働した。(千葉県)
		15 湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 R5年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=270m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施
		16 森林保全活動	水質浄化等にも資するため、適切な間伐の実施、複層林の造成など多様な森林の整備を進める。	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、育成複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、育成複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施
		17 浮遊ゴミ等の回収及び減プラスチックへのライフスタイル変換促進	プラスチック汚染及び景観等の視点から行うプラスチック等浮遊ゴミの回収については、流域全体の取組が有効なことから、流域に住む住民の協力が重要であり、公的主体のみでなく、市民活動の取組や、プラスチックゴミそのものを減少させるためのライフスタイル変換を促進する必要がある。	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行った。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を実施した。(埼玉県)	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行った。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を317件実施した。(埼玉県)
		18 総量規制基準適用事業場の指導	総量規制基準適用事業場について、立入検査、水質検査等を行い、規制基準の遵守について指導する。	立入検査等の実施(埼玉県、さいたま市、千葉市、東京都、神奈川県)	総量規制基準適用事業場について、立入検査、水質検査等を行い、規制基準の遵守について指導した。(埼玉県、さいたま市、千葉市、東京都、神奈川県)
楽しく、親しみやすい東京湾の創出	海辺に行きやすく、身近で安心できる海	19 湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 R5年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=270m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施

別表1 陸域対策に係る各施策・プロジェクト一覧表

目標要素	小目標	施策・プロジェクトの名称	施策・プロジェクトの概要	令和7年度		令和8年度		実施機関
				実施施策(見込み)	具体的な実施状況	実施施策(予定)	具体的な実施状況	
豊かな水環境の実現	美しく、快適に水遊びのできる海	11 高度処理の推進	良好な水環境を創出するため、施設の更新に併せて段階的に高度処理施設の導入や整備などを推進する。	高度処理実施率(窒素及びりん)の同時除去)約45% (窒素及びりん)の除去+窒素及びりん)の同時除去)約80% (令和6年度)	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。	高度処理を推進する。	高度処理の導入を推進するとともに、部分的な施設・設備の改造等により早期に処理水質の向上を図る段階的の高度処理の導入を推進。	国土交通省 上下水道審議官グループ 国土交通省 関東地方整備局 河川部
		12 合流式下水道の改善	合流式下水道により整備されている区域において、雨天時において公共用水域に放流される汚濁負荷量の削減を図る。	特定水域合流式下水道改善事業の実施(東京都)	河川水が滞留しやすい3流域(神田川・石神井川・呑川)において、貯留施設を整備した。(東京都)	特定水域合流式下水道改善事業の実施(東京都)	河川水が滞留しやすい3流域(神田川・石神井川・呑川)において、貯留施設を整備予定。(東京都)	国土交通省 上下水道審議官グループ 国土交通省 関東地方整備局 河川部 東京都 下水道局
		13 貯留、浸透施設の設置	面源から発生する汚濁負荷の削減を行うため、貯留、浸透施設の設置等により雨水の流出を抑制し、汚濁負荷の削減を図る。	雨水浸透ますの設置数は、公共機関及び民間・個人設置数合わせて約37千個増加した。(令和5年度)	雨水浸透ますの設置の促進や、公共下水道整備による雨水浸透ます・浸透トレンチ・浸透マンホールの設置を実施した。	今後も、汚濁負荷削減のため貯留・浸透施設の設置に積極的に取り組む。	雨水浸透ますの設置の促進や、公共下水道整備による雨水浸透ます・浸透トレンチ・浸透マンホールの設置を実施する。	陸域対策分科会 関係部局
		14 河川の浄化、浚渫の実施	陸域負荷対策として、既存施設による河川の直接浄化、浚渫等を引き続き実施する。	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所での河川浄化施設を稼働した。(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所での河川浄化施設を稼働した。(千葉県) 江戸川及び綾瀬川における水質浄化の目標を達成したため、河川直接浄化施設の運転を停止している。 (関東地方整備局 河川部)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所での河川浄化施設を稼働予定(千葉県)	河川における有機汚濁負荷対策として、4箇所での河川浄化施設を稼働予定(千葉県) 江戸川及び綾瀬川における水質浄化の目標を達成したため、河川直接浄化施設の運転を停止している。 (関東地方整備局 河川部)	国土交通省 関東地方整備局 河川部 東京都、千葉県
		15 湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 多摩川(1箇所:ΣL=250m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施	R7年度に引き続き、荒川(1箇所)において自然再生を実施予定 R7年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=330m)において自然再生を実施予定 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施予定	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施予定	国土交通省 関東地方整備局 河川部
		16 森林保全活動	水質浄化等にも資するため、適切な間伐の実施、複層林の造成など多様な森林の整備を進める。	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、育成複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、育成複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施	関係4都県の民有林において、間伐の実施とともに、複層林の造成を行うなど、多様で健全な森林の整備を実施(森林整備事業) 関係4都県において、保安林の保全とともに、荒廃地の復旧整備や機能の低下した保安林の整備等を実施(治山事業) 関係4都県における国有林において、森林の有する国土保全や水源涵養の機能発揮のための更新・保育、間伐等を実施	農林水産省 林野庁
		17 浮遊ゴミ等の回収及び減プラスチックへのライフスタイル変換促進	プラスチック汚染及び景観等の視点から行うプラスチックゴミ等浮遊ゴミの回収については、流域全体の取組が有効なことから、流域に住む住民の協力が重要であり、公的主体のみでなく、市民活動の取組や、プラスチックゴミそのものを減少させるためのライフスタイル変換を促進する必要がある。	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行った。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を実施した。(埼玉県)	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行った。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を実施した。(埼玉県)	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行う予定。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を実施する。(埼玉県)	「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、県が管理する河川及び海岸において、清掃活動などを実施している団体等に対し、必要な機械器具の貸与等の支援を行う予定。(千葉県) 「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト」により、川の国応援団へ資機材の提供・貸出や環境学習のための講師派遣等の支援を実施する。(埼玉県)	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
		18 総量規制基準適用事業場の指導	総量規制基準適用事業場について、立入検査、水質検査等を行い、規制基準の遵守について指導する。	立入検査等の実施(埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県)	総量規制基準適用事業場について、立入検査、水質検査等を行い、規制基準の遵守について指導した。(埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県)	立入検査等の実施(埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県)	総量規制基準適用事業場について、立入検査、水質検査等を行い、規制基準の遵守について指導する。(埼玉県、さいたま市、千葉県、東京都、神奈川県)	陸域分科会・モニタリング分科会 関係部局
楽しく、親しみやすい東京湾の創出	海辺に行きやすく、身近で安心できる海	19 湿地や河口干潟再生等の自然再生	自然再生事業として、水質浄化等に資する湿地や河口干潟再生等を実施する。	荒川(1箇所)において自然再生を実施 多摩川(1箇所:ΣL=250m)において自然再生を実施 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施	R7年度に引き続き、荒川(1箇所)において自然再生を実施予定 R7年度に引き続き、多摩川(1箇所:ΣL=330m)において自然再生を実施予定 自然再生を実施後の環境変化についてモニタリングを実施予定	自然再生として湿地(荒川)、河口干潟(多摩川)の再生を実施予定	国土交通省 関東地方整備局 河川部